

美郷町サテライトオフィス整備事業設計・監理業務の委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業目的

美郷町では、昨今の働き方改革に伴う多様な働き方が要求される企業ニーズ、都市部のオフィス系企業の誘致、地場産業の振興など、多様な人材の多様な仕事等のニーズを受け入れるため、空き施設となっている町有施設を改修し、サテライトオフィス機能を付加して再生整備し、快適で仕事のしやすい空間を創出することを目的とする。なお、できる限り現状の保存を優先し施設の魅力を最大限発揮しつつも、事務所として利用できることを基本とします。

このサテライトオフィス整備にかかる実施設計を委託するにあたり、技術提案書の提出を求め、魅力ある提案を具現化できるよう、柔軟な発想力及び高度な設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

- (1) 業務の名称 美郷町サテライトオフィス整備事業設計・監理業務
- (2) 業務内容 別紙「美郷町サテライトオフィス整備事業設計・監理業務仕様書」
のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結の日から令和3年3月30日までとする。
ただし、実施設計図書等の作成は、令和2年11月30日までとする。
- (4) 委託見積限度額 本業務の委託見積限度額 2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額には、技術提案書に基づく委託業務の全てが含まれる。
※消費税率は10%で計算する。

3. 参加資格要件

本技術提案に参加できる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 参加申込書の提出日現在において、美郷町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成16年10月告示第25号）第5条の3に規定する有資格者名簿に登録された者であること。ただし参加資格者名簿に登録されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記の①から③の書類一式を参加申込書と同時に提出することで参加資格があるものとみなす。
- ① 商業・法人登記簿謄本の写し
- ② 印鑑登録証明書の写し
- ③ 直近年度の納税証明書の写し
- ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、美郷町から入札参加資格者資格指名停止

の措置を受けていない者であること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者
- ② 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立をしている者。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である者。
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者。

4. 実施スケジュール

項目	期間等	備考
募集開始	令和2年9月17日(木)	美郷町HP参照
参加表明書の提出期限	令和2年9月29日(火)午後5時まで	美郷町美郷暮らし推進課へ持参又は郵送（書留）

質問書の受付期間	令和2年9月17日(木)から 令和2年9月25日(金)午後5時まで	電子メール
質問書に対する回答	令和2年9月28日(月)	電子メールにて回答
提案書等の提出期限	令和2年10月7日(水)午後5時まで	美郷町美郷暮らし推進課へ持参 又は郵送（書留）
提案参加者決定通知 (1次審査結果・2次審査通知)	令和2年10月9日(金)	参加資格を満たした者が5社を超えた場合は、1次審査を実施
プレゼンテーション・2 次審査	令和2年10月16日(金)	別途通知 説明15分 質疑応答 5分
選定結果通知	令和2年10月19日(月)【予定】	文書にて通知

5. 参加申し込み

(1) 資料の配布

参加表明書及び提案書、実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本町ホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書を提出してください。

(3) 提出期限 令和2年9月29日(火)午後5時必着

(4) 提出方法 美郷町役場美郷暮らし推進課まで持参又は郵送（書留）すること。

6. 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和2年9月25日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 質問は、件名に「美郷町サテライトオフィス整備事業設計・監理業務に係る質問(事業者名)」を明記し開封確認を付した電子メールにより行うこととする。開封通知の応答が無い場合は、受付期間内に電話等により確認すること。
- (3) 提出先 wada-tetsuya@town.shimane-misato.lg.jp
 - ①回答方法 美郷町ホームページにて回答する。
 - ②回答日 令和2年9月28日(月)

7 提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和2年10月7日(水)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送(書留)
- (3) 提出先 美郷町役場美郷暮らし推進課まで提出すること。
- (4) 提出物 技術提案書、美郷町サテライトオフィス整備事業設計・監理業務経費見積書
美郷町サテライトオフィス整備事業設計・監理業務仕様書 6、7の要求水準、
8技術提案書作成要領により作成すること。
- (5) 提出部数 技術提案書 7部
見積書 1部

8 審査・選考方法

(1) 1次審査

参加表明書を提出し参加資格を認められた者の数が5社を超えた場合に実施し、参加資格確認の技術提案書の評価に基づき5社を選定し、選定結果(資格要件を満たさなかった場合も含む)は、全ての者に文書及び電子メールにより通知する。

(2) 2次審査

1次審査通過者に対してプレゼンテーションにより実施し、選考審査委員会が選考方法に基づき審査・採点し、最高点を得た者を委託業者として決定するものとする。また、2次審査の対象となったすべての者に、文書及び電子メールにより通知する。

ア) プレゼンテーション(予定)

令和2年10月16日(金)を予定している。

1業者につき

- | | |
|------------------|------|
| ・提案説明及びプレゼンテーション | 15分間 |
| ・質疑応答 | 10分間 |
| ・提案業者入れ替え・準備 | 5分間 |

※提案の順番については、原則技術提案書を受け付けた順に決定します。

イ) 選定基準

「審査基準」による。

ウ) 選定結果

- ・選定結果は全ての者に文書及び電子メールにより通知する。

(3) 失格

本技術提案の参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ア) 提出期限を守らなかった場合
- イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ) 見積金額が予定価格を超えた場合
- エ) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- オ) その他、選考委員会が不適格と判断した場合

9 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者（受注候補者）と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉不調のときは、8の（2）の評価順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 受注候補者は、提案書に基づき、町と本業務の仕様について協議を行う。ただし、受注候補者との協議が整わなかった場合は、次点候補者と協議を行う。
- (3) 町及び受注候補者は、協議した本業務の仕様に基づき予定価格を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

10 その他

- (1) 提案書の作成・提出、参加等にかかる一切の経費は技術提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。

11 提出先

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地
美郷町役場美郷暮らし推進課 地域振興係 担当：和田
電話：0855-75-1212
E-mail：wada-tetsuya@town.shimane-misato.lg.jp